### 平成31年4月1日からの入札制度の変更等についてのお知らせ

### 1. 等級(ランク)別・工種別の発注対象額の基準について

指名基準表の見直しを行い、**Bランク業者への発注基準を1**,500万円未満に引き上げることで、AランクとBランクの発注工事件数の均等化を図ります。

※ホームページに掲載の「指名基準表」をご確認ください。

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	現 行	見直し後
管、舗装、造園工事、電気工事、水		
道工事、その他工種(土木一式、建	1,000万円以上	<u>1,500万円以上</u>
築一式を除く)のAランク条件		

### 2. 条件付き一般競争入札の対象工事について

受注機会の拡大を図るため、条件付き一般競争入札の対象工事となる建設工事請負工事費の額を、「3,000万円以上」から「2,000万円以上」に引き下げます。

# 3. 条件付き一般競争入札における配置技術者の審査方式について

従来、一般競争入札における配置技術者の審査については、入札参加申請受付時に全参加希望事業者に対して行う「事前審査方式」により実施していましたが、入札参加希望者の負担軽減及び事務の簡素化を図るため、開札後に落札候補者のみに対して行う「事後審査方式」を導入します。

内容につきましてはホームページに掲載の「**事後審査型条件付き一般競争入札につい** て」をご確認ください。

# 4. 電子入札案件の開札立ち会いについて

入札参加者からの希望があれば、電子入札で行う開札への立ち会いを認めることとします。取扱いについては次のとおりです。

- (1)立ち会いは入札参加者に限る
- (2)立会希望者は開札の前日15時までに申請書を契約検査課へ提出すること ※申請書には、実際に立ち会う者の氏名を記載していただきます。
  - ※日程及び開札場所につきましては、事前に連絡します。
- ※「電子入札立会申請書」をホームページに掲載しますのでご確認ください。

#### 5. 低入札価格調査制度の「数値的判断基準」の改正について

「費目別判断基準」及び<u>建築工事・水道工事・設備工事の「総額判断基準」</u>が改正となります。

内容につきましてはホームページに掲載の「**日光市低入札価格調査制度事務処理要領」** 及び「新旧対照表【建設工事】」をご確認ください。

### 6. 最低制限価格制度(建設工事関連業務委託)の新旧表の加筆修正について

「新旧対照表【建設工事関連業務委託】」を、「日光市最低制限価格制度事務処理要領」 に沿った内容とするため加筆修正しました(**※基準に変更はございません**)。

内容につきましてはホームページに掲載の「新旧対照表【建設工事関連業務委託】」を ご確認ください。

### 7. 消費税率引き上げに係る取扱いについて

消費税及び地方消費税の税率(以下「消費税率」という。)につきましては、平成31年10月1日から10%に引き上げられることとされております。

これを受けまして日光市では、消費税率10%適用に係る指定日「平成31年4月1日」以降に契約し、完了引渡しが「平成31(2019)年10月以降」となる建設工事・工事関連業務委託につきましては、予定価格の設定に当たり、消費税率は10%といたします。

対象となる入札案件につきましては、案件ごとに「**入札条件書**」等によりお知らせいた しますので、ご留意いただきますようお願いします。

# お問合わせ先

日光市役所 財務部 契約検査課 契約係

TEL 0288-21-5134 FAX 0288-21-5137